

議案第41号

書面掲示規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

書面掲示規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

市川市長 田中甲

市川市条例第 号

書面掲示規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(市川市公告式条例の一部改正)

第1条 市川市公告式条例(昭和25年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、市のウェブサイトに設置した掲示場(以下この項において「電子掲示場」という。)に掲示して行う。ただし、災害その他やむを得ない事由により電子掲示場に掲示して公布することができないときは、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

- (1) 市庁舎掲示場
- (2) 大柏掲示場
- (3) 行徳掲示場

第4条第1項中「記入して、市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

第5条第2項中「「市長を」を「、「市長を」に改め、「、「市長印」と

あるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

(市川市行政手続条例の一部改正)

第2条 市川市行政手続条例（平成8年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

（市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第24条の2の2第3項中「市の掲示場に掲示する」を「規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その内容が記載された書面を市川市公告式条例（昭和25年条例第40号）第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示し、又はその内容を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「掲示した」を「措置を開始した」に改める。

（市川市職員退職手当支給条例の一部改正）

第5条 市川市職員退職手当支給条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「市川市公告式条例（昭和25年条例第40号）第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示する」を「規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その内容が記載された書面を市川市公告式条例（昭和25年条例第40号）第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示し、又はその内容を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「掲示した」を「措置を開始した」に改める。

（市川市税条例の一部改正）

第6条 市川市税条例（昭和29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（公示送達）

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市川市公式条例（昭和25年条例第40号）第2条第2項各号に掲げる掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

（市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 市川市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条 市川市クリーンセンター余熱利用施設の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

（市川市都市公園条例の一部改正）

第11条 市川市都市公園条例（昭和62年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項中「規則で定める場所に」を「保管した工作物等の放置されていた公園内の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、市川市公告式条例（昭和25年条例第40号）第2条第2項の規定の例により」に改める。

（市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) 市川市のウェブサイトへの掲載

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定及び次項の規定 令和8年5月21日
 - (2) 第6条の規定及び附則第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (公示送達等の方法に関する経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の市川市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例第24条の2の2第3項（同条例において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年4月1日以後にする文書の交付について適用し、同日前にした文書の交付については、なお従前の例による。
- 4 第5条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例第12条第3項（同条例において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年4月1日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。
- 5 第6条の規定による改正後の市川市税条例第18条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

理　　由

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」等の施行による国の書面掲示規制の見直しを踏まえ、市民の利便性の向上に資するため本市の関係条例においても同様の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。